

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号		
許認可等の種類	施設を設置しない第1種社会福祉事業の許可	根拠条項	第67条第2項		
審査基準	<p>国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、施設を設置しない第1種社会福祉事業を営もうとする場合の許可は、第67条第4項で、第62条第4項に掲げる基準により審査することとされている。したがって、「施設を設置する第1種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。</p>				
	受付機関 障害福祉課	処理機関 障害福祉課	交付機関 障害福祉課	標準処理期間 一日	目次
			標準経由期間 一日	NO	